

# 相続

Souzoku tsushin

# 通信

2026  
January

# 01



税理士法人 向田会計

〒376-0045 群馬県桐生市末広町6番10号  
TEL 0277-45-2160 FAX 0277-45-2161

# 相続税が課される財産・課されない財産と実務上の留意点

相続では、どの財産に税金がかかり、どの財産が非課税となるのかを正しく理解しているかどうか重要です。今回は、課税財産と非課税財産を整理し、実務で見落としやすいポイントを解説します。

## 相続税が課される財産

相続税の課税対象となる財産は、大きく分けて、本来の相続財産、みなし相続財産、相続開始前7年以内（令和6年から段階的に適用）の贈与財産、相続時精算課税制度や納税猶予制度の対象となった贈与財産などに区分されます。

いずれも「被相続人の死亡を契機として承継される経済的価値」をとらえようとする考え方に基づいており、民法上の「遺産」の範囲よりも広いのが特徴です。

まず、本来の相続財産とは、民法の規定に従って相続または遺贈により取得する財産を指します。典型例として、現金や預貯金、有価証券、土地・建物などの不動産、自動車、宝石、書画骨董品といった動産が挙げられます。

また、貸付金などの金銭債権、著作権や特許権などの知的財産権、個人事業主の売掛金や店舗保証金、棚卸資産などの営業用資産も、本来の相続財産に含まれます。

重要なのは、「金銭的価値があり、第三者に譲渡可能で、時価評価ができるものは原則としてすべて課税対象になる」という点です。

実務で見落としがちなものとしては、ゴルフ会員権やリゾート会員権、電話加入権などの権利関係があります。

預貯金や不動産に比べて存在を意識しにくい点、相続人自身が「財産」という認識を持

っていないケースが多く、相続税申告における申告漏れの典型的な原因となります。

次に、みなし相続財産です。これは、民法上は遺産に含まれないものの、被相続人の死亡を原因として相続人等が取得する財産を、相続税法上は「相続により取得したもの」とみなして課税する仕組みです。

生命保険金（被相続人が保険料を負担していたもの）、死亡退職金、被相続人の死亡後に支払われる個人年金、定期金を受け取る権利、被相続人からの債務免除、相続人が存在しない場合に相続財産法人から分与された財産などが代表的なものです。

さらに、相続開始前7年以内（令和6年から段階的に適用）の贈与財産も、原則として相続財産に持ち戻して課税されます。

相続時精算課税制度を適用して受けた贈与財産や、非上場株式の納税猶予制度の対象となった株式なども、相続発生時には相続税の課税対象に組み込まれることになります。

このように、相続税が課される財産は、単に「名義が亡くなった人の財産」に限られず、死亡をきっかけに移転する経済的利益全般を網羅しています。したがって、相続税申告にあたっては、通帳や不動産登記簿だけでなく、保険証券、就業規則・退職金規程、贈与契約書、各種契約書などを総合的に確認し、漏れなく財産を洗い出すことが不可欠です。

## 相続税が課されない財産

一方で、相続税法は一定の財産について、非課税財産として明文で課税対象から除外しています。

典型例が、いわゆる祭祀財産と呼ばれる墓地や墓石、仏壇や仏具、仏像、神棚、庭内神などです。これらは祖先供養や宗教的礼拝のための財産であり、通常の経済取引の対象として想定されていないことから、相続税の課税対象とはなりません。

ただし、骨董品として高額で取引される仏像や、極めて高価な墓地・墓石など、明らかに換金目的と評価されうる場合には、課税対象となる可能性がある点に注意が必要です。

次に、公益事業の用に供される財産です。宗教、慈善、学術など、公の利益のために用いられることが明らかであり、一定の規模や認定要件を満たす場合には、相続税が非課税とされます。

被相続人が経営していた幼稚園や養護学校、盲学校等で、一定の要件を満たすものについても、事業用財産として非課税扱いとなる場合があります。

被相続人の死亡に伴い勤務先から支払われる弔慰金や葬祭料、花輪代なども、社会通念上相当と認められる範囲については非課税とされています。

他方、実質的に退職金の性格を持つと判断される部分や、相当額を超える部分については、退職手当金等として相続税の課税対象となり得ます。

一般的な目安として、業務上の死亡の場合は普通給与の3年分まで、業務外の死亡の場合は普通給与の半年分までが非課税とされ、それを超える部分が課税対象となるとされています。

加えて、生命保険金や退職手当金など、いわ

ゆるみなし相続財産のうち一定額については、非課税枠が設けられています。

相続人が取得する死亡保険金および死亡退職金には、それぞれ「5百万円×法定相続人の数」の非課税限度額があり、この範囲内の部分は相続税の課税対象から除外されます。

例えば、法定相続人が3人いるケースを考えます。このときの生命保険金の非課税限度額は、5百万円×3人となり、1千5百万円までが非課税となります。死亡退職金の計算も同様です。

この非課税枠は相続人ごとに計算するのではなく、「法定相続人の数によって計算される全体枠」である点に注意が必要です。

## 相続対策と実務上の留意点

相続税の実務では、「何が課税され、何が非課税となるのか」という線引きを正確に理解することが、納税額の適正化とトラブル防止の双方に直結します。

課税財産と非課税財産の境界は、条文上は明確に規定されていても、個別事案では解釈が分かれるグレーゾーンも少なくありません。

骨董的価値の有無、弔慰金が実質退職金と評価されるかどうか、公益性の要件を満たしているかどうかなどは、事前に専門家と相談し、必要に応じて契約書や社内規程を整備しておくことが望ましいといえます。

相続税が課される財産と課されない財産を正しく理解することは、単なる「税金の多寡」を左右するだけでなく、遺産分割の公平感、遺族の生活保障、事業承継の安定性にも直結します。

生前のうちから、生命保険や退職金、祭祀財産、寄付の活用も含めて総合的に設計しておくことが、円滑な相続と実効性の高い相続対策への近道となります。

(著者 公認会計士/税理士 岸田康雄)

## 遺留分を放棄するメリットとは？

# 遺留分放棄は 被相続人の生前にすることができます。

### ■被相続人にとってのメリット

実は遺留分放棄は被相続人の生前にすることができます。この場合は「家庭裁判所による許可」が必要です。死後の場合は特別な手続きは必要ありません。何もせず一定の期間が経過すれば自動的に遺留分が放棄されたこととなります。被相続人がまだ生きているうちは、遺留分権利者へ「遺留分を放棄しろ」と圧力をかけ、相続人の遺留分権利が強制的に剥奪されてしまうことが考えられます。そうならないように、生前の場合は家庭裁判所の許可が必要になっています。家庭裁判所で許可をとるには、以下3つの要件が必要です。

### ●遺留分放棄の許可が出る要件

- ①遺留分権利者の自由な意思によること
- ②遺留分放棄の必要性や合理性が認められること
- ③遺留分権利者へ十分な代償が行われていること

遺留分は本来、民法 1046 条(遺留分侵害額の請求)の「最低限の財産は遺族(法定相続人)に残すべきである。」に則り定められています。

よって遺留分の放棄は、遺留分権利者による自由意志によって行われなければなりません。また、放棄の必要性と合理性があることも必要です。例えば、次男に事業を継がせたいと思っていて、スムーズな事業継承のために必要である場合などです。

最後に、遺留分権利者へ十分な代償がすでに払われている場合です。例えば、遺留分権利者の借金をかつて肩代わりしていたなどです。

生前の遺留分放棄は上述のとおり手続きが必要になりますが、手続きをしさえすれば遺言書の内容が最優先になるので、自分の財産を自分の思う通りに分配できるという大きなメリットがあります。

### ■相続人にとってのメリット

遺留分放棄は相続を受けた側にもメリットがあります。まず大きなメリットとして、代償金返還の心配がなくなるという点です。

財産を譲り受けた人は、遺留分放棄をしていない場合、遺留分侵害請求をされればお金を返さないといけないという負担があります。

遺留分を放棄させていけば、お金を一切払うことなく財産を受け取ったままにできるので、財産を受け取った側にとってはメリットが大きいです。ただ、遺留分を請求する側にとっては当然デメリットとなります。

また上述の通り、生前の遺留分放棄の許可を家庭裁判所から得るためには、遺留分権利者へ十分な代償が支払われていることが要件の1つになっています。

この要件をクリアするために、生前贈与で財産を受け取れる可能性があります。相続が開始する前に財産を受け取れるというのもメリットの1つでしょう。